

阿倍野区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について

| No. | 案 件 名 称 | <u>委託種目</u> | 契約の相手方 | 契約金額（税込） | 契約日 | 根拠法令 | <u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u> | W T O |
|-----|--|-------------|-------------|----------|------------|----------------------|------------------------------------|-------|
| 1 | 阿倍野区役所住民基本台帳等システムパソコン修理業務委託 | その他 | (株) 大塚商会 | 132,880円 | R5. 10. 4 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり | — |
| 2 | 阿倍野区制80周年記念コンサート業務委託 | その他 | (公社) 大阪市音楽団 | 792,550円 | R5. 10. 10 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり | — |
| 3 | 阿倍野区役所屋上ガス吸収式冷温水発生機（2号機）ガス圧力スイッチ交換業務委託 | その他 | テクノ矢崎（株） | 42,900円 | R5. 11. 29 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり | — |

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野区役所住民基本台帳等システムパソコン修繕業務委託

2 契約の相手方

株式会社大塚商会

3 随意契約理由

今回修理が必要となる住民基本台帳等システムパソコンについては、F L C S 株式会社とのリース契約をしているものであり、リース契約の保守業者には株式会社大塚商会が指定されている。（「保守業務実施承認願」により確認済み。）

本件に関しては、保守対象外として有償による修理となるが、修理後も元のリース契約に付属する保守対象とするためには、現在リース会社の保守業者指定をされている業者の修理が必要となるため、株式会社大塚商会と契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

阿倍野区役所窓口サービス課住民登録・戸籍担当（電話番号 06-6622-9963）

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野区制 80 周年記念コンサート業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪市音楽団

3 随意契約理由

本事業は、令和 5 年 4 月 1 日に迎えた阿倍野区制 80 周年を記念して令和 6 年 3 月に実施する区民対象のイベントにおける吹奏楽の公演を実施するものであり、区民の皆様と 80 周年をお祝いし、今後の阿倍野区の発展の機運を高める内容とする必要がある。

阿倍野区には、本格的な音楽コンサートに対応可能な阿倍野区民センター大ホールがあり、質の高い文化資源を楽しめる環境にある。

また、阿倍野区では毎年、区内の中学・高校生による吹奏楽フェスティバルが数日にわたって開催されるなど吹奏楽が活発に行われている。

このような文化的な素地をふまえ、区民に親しみがあり、かつ特別感のある優れた吹奏楽のコンサートを記念イベントの内容とすることがふさわしい。

公益社団法人大阪市音楽団は、日本で最も長い歴史と伝統を誇るプロの吹奏楽団で、令和 5 年度に創立 100 周年を迎えている。

大阪市立の吹奏楽団として創立以降、クラシックやポピュラーなど多彩なコンサートを展開し、全国で大阪に根づいた幅広い音楽活動に力を注ぎ、音楽文化の発展に貢献してきた唯一無二の団体であり、その設立経過から区民に最もなじみの深い音楽団である。

そのため、阿倍野区制 80 周年コンサートの演奏者として親和性が高く、周年事業の盛り上げ効果も期待でき、特別感・祝祭感のあるイベントを実施することが可能であるため、公益社団法人大阪市音楽団と特名随意契約を行うものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

阿倍野区役所総務課区政企画担当（電話番号 06-6622-9683）

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野区役所屋上ガス吸収式冷温水発生機（2号機）ガス圧力スイッチ交換業務

2 契約の相手方

テクノ矢崎株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、阿倍野区役所の空気調和機用熱源機器であるガス吸収式冷温水機（2号機）において頻繁にガス圧力低下に伴うエラーが発生しているため、修繕を行うものである。

当該施設に設置されているガス吸収式冷温水機は矢崎資源（株）（現：矢崎エナジーシステム（株））が独自の技術により設計・製造及び設置を行ったものであり、本修繕については当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対しても一貫して責任を持たせる必要がある。

今回の修繕を行えるのは、矢崎エナジーシステム（株）より保守メンテナンス・修繕や改修工事等のサービス業務を移管しているテクノ矢崎（株）のみであるため上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

阿倍野区役所総務課総務担当（電話番号 06-6622-9625）